



目次

告示	ページ
新たに生じた土地の届出 (市町村振興課)	1
新たな字区域画定の届出 ( " )	1
大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
公告	
毒物劇物取扱者試験の実施 (医療業務課)	1
土地改良区の役員の退任 (2件) (農業基盤課)	2
土地改良区の定款変更の認可 (2件) ( " )	2
土地改良区の清算人の就職 (2件) ( " )	2
市町村営土地改良事業の施行の同意 ( " )	2
高知県教育長訓令	
教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	2

告 示

高知県告示第386号  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、土佐清水市長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同市の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。  
 平成20年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

公水面埋立地の場所	面積
土佐清水市戎町620の5、620の6、清水字袴落623の3、623の5、916の1の地先	9,423.26平方メートル

高知県告示第387号  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、土佐清水市長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同市の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。  
 平成20年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積	字の名称
土佐清水市戎町620の5、620の6、清水字袴落623の3、623の5、916の1の地先	9,423.26平方メートル	土佐清水市清水字袴落

高知県告示第388号  
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 平成20年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成20年3月高知県告示第200号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンシャイン針木  
高知市針木本町3番35号
- 意見の概要  
高知市としては、意見はありませんが、以下については、特に配慮をお願いし、周辺住民の生活環境保持に努めるよう要望します。

(1) 届出場所の用途地域は、第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域です。この場所に高さ12メートルを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物を建築する場合は、建築確認申請の手続をする前に、「高知市中高層建築物指導要綱」に基づく届出をしてください。

(2) 廃棄物に係る事項等のうち、廃棄物等の処理について、「プラスチック製廃棄物(食品トレイ)」の収集運搬業者である栄産業(有)は、産業廃棄物(廃プラスチック類)の収集運搬に係る高知市長の許可を有していません。このため、当該物を有償として収集運搬することは、何ら差し支えありませんが、廃棄物としては収集運搬できませんので、ご留意願います。また、「その他の可燃性廃棄物等」の(有)高知街清掃は、一般廃棄物の収集運搬許可業者であり、産業廃棄物を取り扱うことはできませんので、併せてご留意願います。

(3) 当該施設の冷凍機及び冷暖房機が、高知県公害防止条例及び高知市公害防止条例に規定する施設に該当する場合、届出の必要があります。また、当該施設は、騒音規制の第2種地域に指定されています。騒音予測結果では、当該施設の騒音は、一部に高い箇所がありますので、周辺

の住民への配慮をお願いします。  
 なお、周辺の住民からの苦情等があった際には、騒音防止に努めるようにお願いします。  
 (4) 当該施設を増設し、特定建設作業用機械等を使用する場合、作業開始の7日前までに特定建設作業の届出が必要となります。  
 (5) 交通事故防止に、万全を期することはもちろんのこと、特に歩行者の安全には、十分に注意をお願いします。

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、一般、農業用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。  
 平成20年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	平成20年8月26日(火)午後1時30分から午後3時10分まで	高知市永国寺町5番15号 高知県立高知女子大学永国寺キャンパス 203号、205号、251号、351号及び352号教室	平成20年7月18日(金)から同年8月1日(金)までの間(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで受け付ける。(郵送の場合は、平成20年8月1日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(実地試験は、記述式の方法による。)	平成20年8月26日午後3時10分から		

2 提出書類

- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
  - (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(発行日から6月以内のもの。日本国籍を有しない者にあつては、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて外国人登録済証明書を提出すること。)
  - (3) 写真(出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。)
- 3 受験手数料  
10,500円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。)
- 4 願書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目2-20(郵便番号780-8570)  
高知県健康福祉部医療薬務課
- 5 その他  
詳細については、高知県健康福祉部医療薬務課(電話番号088-823-9683)に問い合わせること。  
なお、願書を郵送する場合は、必ず書留によること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市吾桑竹崎前土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があつた。

平成20年6月3日

高知県知事 尾崎 正直			
役名	氏名	住 所	
理事	堅田 忍	須崎市吾井郷乙1009	
"	森光 賢一	" " 乙1207	
"	藤田 一幸	" " 乙1641	
"	長山 壽秋	" " 甲 578	
"	長山 幸男	" " 甲 599	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市西中筋土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があつた。

平成20年6月3日

高知県知事 尾崎 正直			
役名	氏名	住 所	
理事	金澤 昭夫	宿毛市 中央六丁目 7-22	
"	才市 平	四万十市上ノ土居 475	
"	野口 雅行	" 有岡 1087	
"	佐田 寅夫	" " 1710	
"	上岡 剛	" 生ノ川 277	
"	佐竹 典	" 磯ノ川 1207	
"	佐竹 宣夫	" " 1779	

"	岡本 友己	" 上ノ土居 342	
"	松岡 侃	" 九樹 544	
"	大原 豊實	" " 947	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、野市上井堰土地改良区の定款の変更を平成20年5月21日に認可した。

平成20年6月3日  
高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、父養寺井土地改良区の定款の変更を平成20年5月21日に認可した。

平成20年6月3日  
高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市吾桑竹崎前土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があつた。

平成20年6月3日

高知県知事 尾崎 正直			
氏名	住 所		
堅田 忍	須崎市吾井郷乙1009		
森光 賢一	" " 乙1207		
藤田 一幸	" " 乙1641		
長山 壽秋	" " 甲 578		
長山 幸男	" " 甲 599		

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、中村市西中筋土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があつた。

平成20年6月3日

高知県知事 尾崎 正直			
氏名	住 所		
金澤 昭夫	宿毛市 中央六丁目 7-22		
才市 平	四万十市上ノ土居 475		
野口 雅行	" 有岡 1087		
佐田 寅夫	" " 1710		
上岡 剛	" 生ノ川 277		
佐竹 典	" 磯ノ川 1207		
佐竹 宣夫	" " 1779		

岡本 友己	" 上ノ土居 342		
松岡 侃	" 九樹 544		
大原 豊實	" " 947		

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、香美市の行う土地改良事業(土佐山田地区村づくり交付金(用排水路))の施行について平成20年5月21日に同意した。

平成20年6月3日  
高知県知事 尾崎 正直

-----  
教 育 長 訓 令  
-----

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月3日  
高知県教育長 中澤 卓史

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表の8の(1)のAの項中「新規に、又は債務負担行為と併せて決裁されるもので、別に指定するもの内定及び決定」を「新規の貸付金の貸付けの内定及び決定並びに債務負担行為に係る決裁と併せてなされる等の貸付金の貸付けの内定及び決定で、別に指定するもの」に改め、同表の8の(4)の項中「要綱」を「貸付金の貸付けに係る要綱」に改め、同表の8の(5)の項中「要綱」を「貸付金の貸付けに係る要綱の改廃」に改め、同表の10の(1)のAの項中「係る施行決定」を「掲げるものに係る施行決定のうち、別に指定するもの」に、「政策的又は奨励的な新規委託」を「政策的な新規の委託」に改め、同表の10の(4)の項中「完了検査」を「検査」に改め、同表の10の(6)の項を削り、同表の11の(5)のEの項を次のように改める。

エ	ウのうち年度ごとの定例的なもの					会計企画課長	当初の計画から金額を変更するものについて
---	-----------------	--	--	--	--	--------	----------------------

							は、財 政課長 に合議 する。
--	--	--	--	--	--	--	--------------------------

附 則  
この訓令は、平成20年6月3日から施行する。